別表七（五）　記載要領

この表は、通算法人若しくは他の通算法人が法第27条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項の規定により還付の請求をする場合（同項に規定する中間期間において当該通算法人又は他の通算法人が同項の規定により還付の請求をした場合に限る。）に記載すること。

別表七㈠の表中

欠損金額からないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（（⑿又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額）	を	欠損金額からないものとする金額 （当該発生事業年度の㉕と（（⑿又は㉔）－当該発生事業年度前の㉖の合計額）のうち少ない金額）又は（別表七（三）付表「18」）

に、

27
円

を

27
内　円
内
内
内
内
内
内
内
内
内

に改め、同表の記載要領第１号中「が法」の次に「第59条第１項若しくは第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第５項又は震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第３号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号において「令和２年旧法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「震災特例法」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「含み、法」を「含み、令和２年旧法」に改め、同号ハ中「欄は」を「欄の記載に当たつては」に改め、同号㈠中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「又は」の次に「令和２年旧法」を加え、「の欄」を削り、同号㈢中「又は第58条第４項」を「、令和２年旧法第57条第９項若しくは第58